平成２６年（フ）第２３号
京都府綾部市井倉町大将軍30番地
債務者　四方　　滋
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２６年（フ）第２３１号
堺市東区大美野37番地11　スポット大美野202号、前住所堺市中区東八田170番地２　グランドール129―202号
債務者　明石　義経
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４４１号
大阪府大阪狭山市茱萸木３丁目242番地の１
債務者　溝端　倫美
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５０７号
堺市南区高倉台２丁３番２―406号
債務者　向田　勝代
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５６４号
堺市堺区中安井町１丁２番27号　フローラル堺東202号
債務者　近江　正次
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６４２号
堺市北区北長尾町５丁６番２―101号
債務者　網本　和子
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６５０号
大阪府羽曳野市島泉６丁目15番２―205号
債務者　松浦さやか（旧姓土井）
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７８号
北海道登別市登別東町４丁目10番地３
債務者　苅山　正樹
1　決定年月日時　平成26年９月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第８１号
北海道室蘭市知利別町３丁目１番８―105号、住民票上の住所北海道室蘭市高砂町２丁目22番７号
債務者　山田　崇宏
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第１７８号
盛岡市八幡町２番24―501号
債務者　及川　睦子
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２２４号
盛岡市繋字湯ノ舘121番地５
債務者　山本　明香
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２２６号
岩手県滝沢市室小路336番地　アビタシオンＭＩ―Ｅ201号
債務者　井上ひろみ（旧姓留場）
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２３６号
盛岡市西青山２丁目30番22号　白樺荘１―５号
債務者　神部　　浩
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２９４号
神奈川県小田原市中里９番地の１　鴨宮荘１番館19号室
債務者　國頭　和昌
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３３８号
神奈川県厚木市関口60番地１　レジデンスヒライ202、前住所神奈川県厚木市三田南３丁目２番20号　太田荘Ａ―５
債務者　浅岡　悦治
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第６８号
新潟県上越市子安1322番地ロイヤルガーデン子安Ｄ棟101号
債務者　中村　　恵
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第１８９号
愛知県一宮市枡杁町３丁目28番地　モアグレース松降通1002号、従前の住所愛知県一宮市貴船２丁目８番40号
債務者　酒井宏寿こと　酒井　宏壽
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部